

まちづくりのアイデアを募集します

富士見市協働事業提案制度

市民の皆さんの知恵と力を生かした協働によるまちづくりを進めるため、協働事業提案制度を設けています。市民の皆さんが日ごろ感じている地域の公共的な課題に対し、市との協働により効果的な解決を目指す事業の提案を募集します。

☎ 協働推進課 ☎ 256

市民提案型協働事業

募集期間／6月1日(月)～7月31日(金)

提案者が市と協働により市内で実施する公益的な事業を企画・提案してください。

提案者 次のすべてを満たす団体

- 過半数が市内在住、在勤、在学の個人で構成する3人以上の団体
- 市内に事務所・事業所があり、主な活動場所が市内にあること
- 協働事業を主体的かつ的確に実施できる体制であること

審査など 書類審査、プレゼンテーション

事業実施期間 令和3年4月～令和4年3月

補助金額 上限額20万円

アイデア提案

募集期間／随時

市民提案型協働事業へ転換することを前提とした事業を提案してください。市が提案されたアイデアを登録し、公表します。一緒に事業を実施する人を探すこともできます。

提案者 市内在住、在勤、在学の個人および市内に事務所または事業所がある法人や団体など

【共通事項】

提案内容に関する相談を随時受け付けています。制度や申請書類について、詳しくは募集要領をご覧ください。募集要領は市ホームページにあります。募集要領の郵送をご希望の場合はご連絡ください。

申請方法 申請書類を郵送してください。

宛先：〒354-8511 (所在地は記載不要) 富士見市役所協働推進課

令和2年度実施の採択協働事業

みずほ台駅開設の日をみんなで祝う 「みずほ台の日」

実施団体▶みずほ台の日実行委員会

市民の皆さんにみずほ台駅周辺地域の魅力を再認識してもらうとともに、住民と商業者による地域コミュニティを再構築するきっかけづくりを目的としています。

みずほ台駅開設日(10月21日)周辺の期間の休日に、「まちバル☆ふじみ」との企画も絡めながら、駅東西口の交流につながるイベントなどを開催します。(担当部署：産業振興課)



国民健康保険・後期高齢者医療からのお知らせ

令和2年度の特健康診査・健康診査・

人間ドックは7月1日から受診できます

国民健康保険係 健康増進センター ☎049-252-3771
後期高齢者医療係 ☎049-313
老人医療係 ☎049-321

新型コロナウイルス感染症の影響により、期間を変更して実施します。なお、状況により再度変更する場合があります。随時市ホームページをご覧ください。

国民健康保険の 特定健康診査

該当の方には6月下旬以降にピンク色の封筒で受診券を郵送します(予定)。

健診期間 7月1日(水)～11月30日(月)

対象 40～74歳の方(国民健康保険加入者)

持ち物 保険証、受診券、自己負担金(一千元)

健診機関 富士見市・ふじみ野市・三芳町指定の医療機関

備考

・雇用先で労働安全衛生法に基づく事業主健診を受診した国保の加入者の方は、その結果を保険年金課へ持参してください。

・健診の結果、生活習慣の改善が必要と思われる方には後日、特定保健指導の案内を郵送します。

・健康保険組合など社会保険に加入している方は、ご加入の保険者へお問い合わせください。

後期高齢者医療の 健康診査の無料化

今年度から健康診査が無料になります。該当の方には6月下旬以降に黄色の封筒で受診券を郵送します(予定)。

健診期間 7月1日(水)～11月30日(月)

対象 75歳以上の方

持ち物 保険証、受診券

健診機関 富士見市・ふじみ野市・三芳町指定の医療機関

昭和20年5月1日～8月31日生まれの方は、誕生日の翌月末ごろに老人医療係から受診券を郵送します(予定)。

人間ドック検査料の補助

年に1回、人間ドック検査料の補助を行っています。

対象 受診日に30歳以上で、納期到来分の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料を完納している方

費用 自己負担額7千550円(検査料3万5千90円うち2万7千540円を補助)

申込 保険年金課で受診票と問診票の交付を受け、富士見市・ふじみ野市・三芳町指定の医療機関で予約し受診してください。

※人間ドックの受診は、特定健康診査を兼ねますので、どちらかを受診してください。



【各種検(健)診の延期】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、各種検(健)診の開始時期が延期となりました。

☎ 健康増進センター ☎049-252-3771

検(健)診名	変更前	変更後
胃内視鏡検診	5月1日(金)～	
肺がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、胃がんリスク検診、肝炎ウイルス検診、成人歯科健診、妊産婦歯科健診	6月1日(月)～	7月1日(水)～

※特定健康診査とがん検診を同時に受診できます。がん検診について詳しくは健康増進センターにお問い合わせください。

令和元年度

皆さんの温かいご支援に感謝します
富士見市まちづくり寄附金
の状況をお知らせします

☎ 政策企画課 234

富士見市まちづくり寄附制度（ふるさと納税）は、本市を応援してくださる個人や団体の皆さんからお寄せいただいた寄附金を基金に積み立て、寄附の目的に応じた事業を行う際に基金を活用させていただきます。

令和元年度は、418件、総額1千54万1千円の寄附金をお寄せいただきました。寄附金は、下記事業などの費用として3千598万6千882円を活用させていただきました。



総合防災訓練



私立幼稚園特色のある幼児教育推進事業
 (きたはら幼稚園)

令和元年度の主なまちづくり寄附金活用事業

- ・私立幼稚園特色のある幼児教育推進事業の実施
 (子どもを育むまちづくりのための事業)
- ・健康マイレージ事業の実施
 (健康及び福祉を増進するまちづくりのための事業)
- ・障がい者スポーツ用具の購入
 (生涯学習を推進するまちづくりのための事業)
- ・総合防災訓練の実施
 (安心で安全なまちづくりのための事業)

令和元年度まちづくり寄附金および基金の内訳

事業の種類	令和元年度			前年度までの 基金積立額(円)	令和元年度末 基金残高(円)
	件数(件)	寄附収入額(円)	基金取崩額(円)		
子どもを育むまちづくりのための事業	145	3,110,000	5,000,000	13,172,565	11,282,565
健康及び福祉を増進するまちづくりのための事業	55	2,040,000	3,906,282	4,904,511	3,038,229
生涯学習を推進するまちづくりのための事業	16	331,000	600,000	725,000	456,000
安心で安全なまちづくりのための事業	75	1,500,000	3,700,000	4,676,986	2,476,986
その他市長が活力に満ちたまちづくりに必要と認める事業	127	3,560,000	22,780,600	212,985,731	193,765,131
小計	418	10,541,000	35,986,882	236,464,793	211,018,911
基金(預金)利子		345,470	—	—	345,470
合計		10,886,470	35,986,882	236,464,793	211,364,381

事業者の方へ 事業系廃棄物の適正処理にご協力ください

固 環境課 ☎246

事業系廃棄物(ごみ)は、家庭ごみとは異なり市で収集を行いません。自らの責任で適正に処理を行う必要がありますので、下記をご参照ください。



事業系廃棄物(ごみ)とは

飲食店、店舗、事務所、病院、学習塾などの事業活動で生じた廃棄物のことです。量の多少、法人・個人を問わず店舗部分などの事業活動で生じた廃棄物は、すべて事業系廃棄物です。

事業者の責務

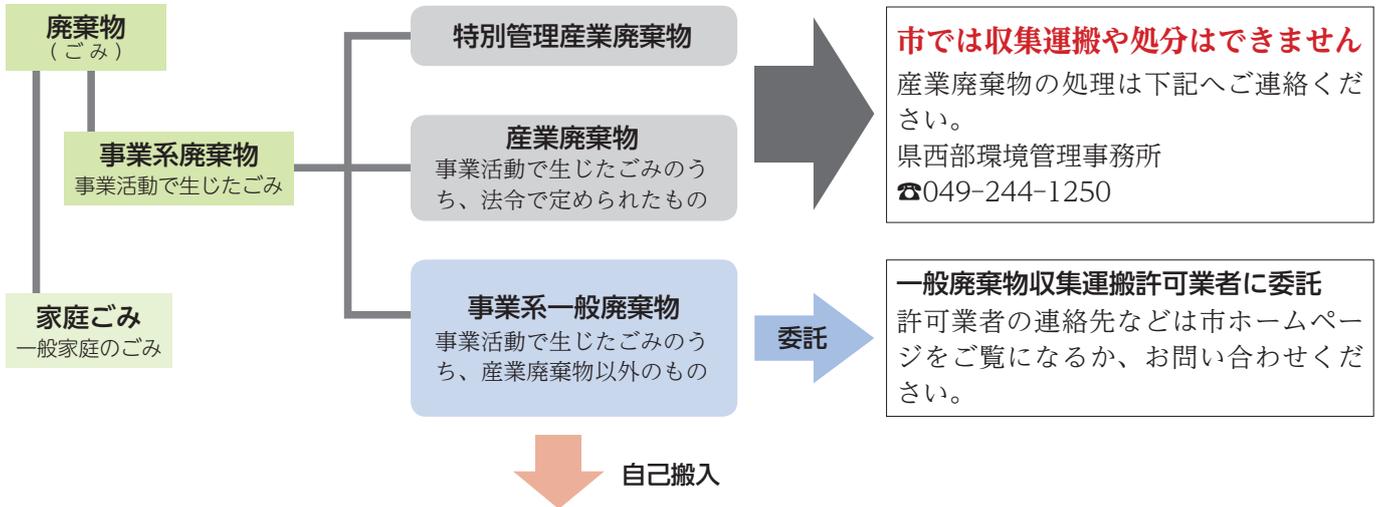
廃棄物の処理及び清掃に関する法律および富士見市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例により、事業者には次の責務が課せられています。

- 事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分することができないときは、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行うことができる者に収集若しくは運搬又は処分をさせなければならない。
- 事業者は、廃棄物の減量その他適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。
- 事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行い、減量に努めなければならない。

家庭ごみの集積所に事業系廃棄物を出すことはできません
(法により罰せられることもあります)

国、県および市の施策に協力し、
ごみの分別を徹底し減量化に
努めなければなりません

廃棄物の分類



環境センターへ自己搬入する場合

搬入できる一般廃棄物	可燃ごみ、不燃ごみ、ペットボトル、ビン、カン(分別の状況や搬入量などにより受入不可の場合あり) ※搬入できないものは一般廃棄物収集運搬許可業者に委託してください。
処理手数料	可燃ごみ、不燃ごみ、ペットボトル：20kgにつき460円 ビン：20kgにつき340円 カン：無料
搬入施設	富士見環境センター(勝瀬480)
搬入時間	平日：午前9時～11時30分、午後1時～4時 土曜：午前9時～11時30分
申込み	申込みは富士見市粗大ごみ受付センター(☎0570-001-530)へ電話で 平日の搬入：当日の午前8時30分～ 土曜の搬入：その週の月～金曜(祝日を除く)の午前8時30分～午後5時(先着20人)

i 水害への備えは自助・共助で

☎ 安心安全課 ☎446

水害をはじめとする災害に対応するには、自助・共助・公助の3点が重要です。
市民の皆さんにも水害などへ対応するため、自助・共助として以下の備えをお願いします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を意識した避難方法

避難所は3密になりやすい環境です。自宅の2階以上への垂直避難や、親戚や友人の家などへの避難を検討してください。

避難の際に食料などの持参を

市の指定避難所に避難する場合は、なるべく1日分程度の食料や飲料、敷物、毛布、マスクなどを持参してください。

気象・災害情報の収集

梅雨、集中豪雨、台風などにより河川が増水しやすくなります。気象・災害情報を常に収集してください。

土のうの準備を

下記の場所で配布していますので、ご希望の方はお問い合わせください。

配布場所
• 国道254号バイパス高架下
• 山室、渡戸東、諏訪、丸池の各集会所
• 水谷東ちびっこ広場

※市による各個人宅への配送・回収は行っていません。



災害発生時の地域の助け合い 避難行動要支援者登録制度のご案内

☎ 福祉課 ☎333

災害発生時に、支援が必要な高齢者や障がいのある方などを対象に、安否確認や情報の提供、避難誘導など、地域での助け合いの仕組みを作るため、避難行動要支援者登録制度を設けています。

登録対象者／援助する人がおらず、自力避難が困難な居宅で生活する次に該当する方

- ひとり暮らしの高齢者・高齢者のみの世帯の方
- 日中ひとり暮らしの高齢者および高齢者のみの世帯の方
- 介護保険の要介護認定2以上の方
- 障害者手帳を所持している方
- そのほか避難行動要支援者として市長が認めた方

登録方法／申請書に記入し提出してください。随時受け付けています。

※申請書は福祉課で配布しています。市ホームページからも入手できます。

※登録には地域の支援機関に登録者の個人情報を提供することへの同意が必要です。

支援内容／緊急時の情報伝達や避難誘導、安否確認などの支援活動をスムーズに行えるよう、支援機関と登録者情報の共有・活用を図ります。

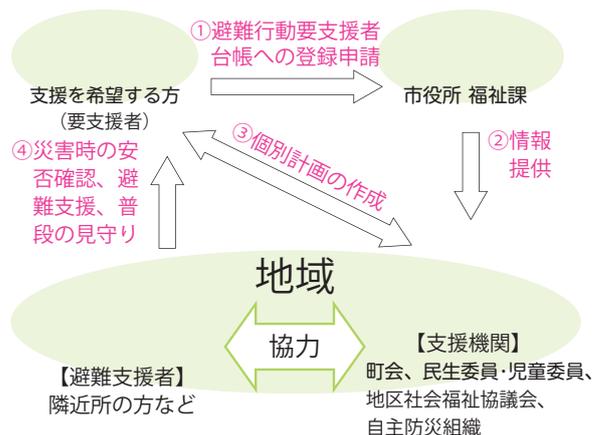
平常時には

支援機関の方が、登録者のお宅を訪問し、身体の状態、災害時の避難支援方法などを確認します(個別計画の作成)。

災害時には

地域の支援機関の方などが協力して、避難誘導、安否確認などを行います。

避難行動要支援者登録制度の流れ





地球温暖化防止活動支援補助金の受付開始

☎ 環境課 ☎内242

温室効果ガス排出量の削減を図るため、地球温暖化の防止に役立つ機器や車両を導入する方に予算の範囲内で補助金を交付します。

再生可能エネルギー関係

対象／次のすべてに該当する方

- 市内の住宅（新築・既築）に機器などを設置した方、または設置してある市内の新築住宅を購入した方（当該住宅に居住し住民登録があること）
- 市税の滞納がない方
- 過去に同一の交付対象機器を設置し、富士見市住宅用太陽光発電システム設置奨励金または富士見市再生可能エネルギー機器等設置奨励補助金の交付を受けたことがない方（同一世帯の方も含む）

交付対象機器（補助金額）

①太陽光発電システム（5万円）

交付要件

- 太陽電池容量が1kw以上で、住宅の屋根などへの設置に適しているもの
- 電力会社との系統連系（余剰電力を商用電力に送電可能なもの）に伴う電力受給契約を自らまたは同一世帯の方が締結し、電力受給契約日（電力会社の「特定契約のご案内」に記載された日付）が2月1日～令和3年1月31日であること

②自然循環型太陽熱利用システム（3万円）

③強制循環型太陽熱利用システム（5万円）

交付要件

一般財団法人ベターリビングにおいて優良住宅部品の認定を受けており、引渡日が2月1日～令和3年1月31日のもの

④HEMS（2万円）

交付要件

①～③のいずれかと併設したもので、引渡日が2月1日～令和3年1月31日のもの

⑤定置用リチウムイオン蓄電池（5万円）

交付要件

蓄電容量が1kw以上で、引渡日が2月1日～令和3年1月31日のもの

次世代自動車関係

対象／次のすべてに該当する方

- 使用の本拠地が市内である、次世代自動車の所有者（購入時に所有権が販売会社などに留保されている場合は使用者）
- 市内に引き続き1年以上居住し、住民登録のある方
- 市税の滞納がない方
- 過去に同一の交付対象車両を購入し、次世代自動車購入促進補助金の交付を受けたことがない方（同一世帯の方も含む）

交付対象車両（補助金額）

①電気自動車（15万円）

②プラグインハイブリッド自動車（5万円）

交付要件

- 2月1日～令和3年1月31日に初めて新規登録などを受ける四輪以上の自動車（中古の輸入車を除く）
- 自家用の自動車
- リース契約によらない自動車



【共通事項】

受付期間／6月1日(月)～令和3年2月15日(月)

※受付期間を過ぎると、補助金の申請ができません。

申込み／申請・必要書類を提出してください（郵送不可）。

※申請書類は環境課で配布しています。市ホームページからも入手できます。

※代理人による提出の場合は委任状が必要です。

交付決定／令和3年3月





税は納期限内にお納めください

☎ 収税課 ☎361

税は納期限までに自主的に納付していただくことをお願いしています。

納期限を過ぎると本来納付すべき税金のほかに延滞金が加算されます。また、督促や催告などをしても納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、法令に基づき差押えなどの滞納処分を行う場合があります。

なお、特別な事情で納期限までに納めることができない場合には、お早めにご相談ください。

納税は、便利で確実な「口座振替」で

納期限日ごとに指定口座から自動的に引き落とされるため、納め忘れを防ぐことができます。銀行のキャッシュカードと納税通知書を持参し、お申し込みください。

スマートフォンで納付書のバーコードを読み込み「かんたん納税」

• LINE Pay納付

スマートフォンアプリ「LINE」の決済サービス「LINE Pay」を利用して、事前にチャージした電子マネーで納付できます。

• モバイルレジ納付

モバイルレジ専用アプリをダウンロードして、インターネットバンキングまたはクレジットカードで納付できます。

納付に向かう手間も省け、現金が手元になくても納付できます。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

窓口時間延長と土曜納税・相談窓口のお知らせ

夜間納税・相談／毎週木曜午後7時まで(祝日を除く)

土曜納税・相談／原則毎月第1土曜午前8時30分～午後0時30分

場所／収税課

【滞納処分などの流れ】



新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難な場合、市税などの徴収を猶予する制度がありますのでご相談ください。

児童手当・特例給付を受給している方へ

「現況届」の提出について

☎ 子育て支援課 ☎341

6月分以降の給付を継続して受給するために、「児童手当・特例給付現況届」を必ず提出してください。

対象世帯には6月上旬に届出用紙を発送します。

必要書類を添えて、同封の返信用封筒で郵送してください。

返送期限／6月30日(火)(必着)

届出に必要なもの／受給者の健康保険証の写しなど、必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります。

2～5月分の児童手当・特例給付は、6月15日(月)に指定の口座に振り込みます。





自転車乗車中はヘルメットを着用しましょう

自転車用ヘルメット購入費を一部補助

☎ 交通・管理課 ☎433

自転車乗車中の交通事故で亡くなった方の約半数は、頭部の負傷が致命傷です。

自転車用ヘルメットの着用を促進し、事故の被害を軽減するため、自転車を利用する子どもや高齢者に予算の範囲内で自転車用ヘルメット購入費の一部を補助しています。

対象／市内在住の中学生以下または65歳以上の方

※1人1回限り。購入から1年以内のものに限ります。

※市内中学校に在学の方は、対象外です。

補助額／購入費用の2分の1(限度額1,500円)

※100円未満切り捨て

必要書類／

- 補助金交付申請書、請求書
- 領収書原本(申請者氏名の記載があるもの)

• SGマークなどの安全基準を満たす製品であることが分かるもの(説明書やパッケージなどの写し)

• 振込先の金融機関と口座がわかるもの(通帳の写しほか)

• 印鑑(認印可。郵送の場合は請求書に押印してください)

申込み／購入から1年以内かつ令和3年3月31日(水)までに必要書類を直接または郵送(必着)で提出してください。

※申請書は交通・管理課で配布しています。市ホームページからも入手できます。



i 成年後見制度についてのお知らせ

報酬助成制度の対象を拡大します

経済的な理由により成年後見人等に対する報酬の負担が困難な方が安心して制度を利用できるよう、報酬助成の対象を拡大しました。

本人申立てや親族申立てにより成年後見制度を利用している方も要件を満たす場合は、助成を受けることができます。ただし、原則として親族の方が成年後見人等の場合は対象外です。

申請には、住所要件(住民登録など)や経済的要件(課税状況や預貯金の額など)を満たしていることが必要です。

詳しくは、各担当課へお問い合わせください。

☎ 障がい福祉課 ☎327

高齢者福祉課 ☎397

市民後見人養成講座

市民後見人として活動しませんか

急速な高齢化が進み、制度を必要とする方が増えている中、専門職後見人(弁護士・司法書士・社会福祉士など)だけではなく、身近な市民が成年後見人となる「市民後見人」の活躍が期待されています。

市では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市民後見人の養成を行っています。

とき／10月以降(全13回予定)

対象／市内在住の20歳以上の方で、すべての講座に参加でき、市民後見人として活動する意欲のある方

※受講決定前に面接を行います。

定員／20人

日時、場所、参加費、申込方法など、詳しくはお問い合わせください。

☎ 富士見市社会福祉協議会 ☎049-254-0747

成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどで理解力や判断能力が十分でない方に代わり、各種手続きや財産管理を行い、本人の権利と暮らしを守る制度です。市では、富士見市社会福祉協議会で設置している「成年後見センター☆ふじみ」と連携してこの制度を必要とする方を支援する取り組みを行っています。